

燕市建設工事成績評定採点基準

(目的)

第1条 この基準は、燕市建設工事成績評定実施要領（以下「評定要領」という。）第5条第5項に基づき、燕市が発注する建設工事（以下「工事」という。）の成績評定の採点に関する必要な事項を定めることにより、工事成績の評定の適切な実施を図ることを目的とする。

(成績評定の方法)

第2条 評定者は、工事成績の採点にあたっては、「工事成績採点の審査項目の審査項目別運用表」（以下「審査項目別運用表」という。）（別紙－1～別紙－9）により行うものとする。また、「記入方法及び留意事項」（別紙－10）及び「施工プロセスのチェックリスト」（別紙－11）を考慮するものとする。

2 工事における「高度技術」、「創意工夫」、「社会性等」に関しては、請負者は、当該工事における実施状況を「高度技術・創意工夫・社会性等に関する実施状況」（別紙－12）により提出できるものとし、提出があった場合は、成績評定にあたって適切に反映させるものとする。

3 第1項の審査項目別運用表は、別表1のとおりとする。

4 第1項の施工プロセスのチェックリストは、監督員が施工時における各種審査項目を確認するためのものであり、標準型審査項目別運用表を用いる場合とする。

5 多工種複合工事の場合にあつては、主たる工種で評定を行うものとする。なお、多工種で評定対象が重要な場合はこの限りではない。

(監督員の成績評定)

第3条 監督員は、「施工体制」、「施工状況」、「出来形及び出来ばえ」、「高度技術」及び「創意工夫」について、審査項目別運用表（別紙－1、別紙－4又は別紙－7）により行うものとする。

2 監督員は、請負金額5,000万円以上の場合にあつては、「施工プロセスのチェックリスト」によりチェックを行い、それを基に審査項目別運用表により行うものとする。

3 「高度技術」及び「創意工夫」については、担当係長等との合議をもって行うものとする。

(担当係長等の成績評定)

第4条 担当係長等は、「施工状況」、「社会性等」及び「法令遵守等」について、考査項目別運用表（別紙－2、別紙－5又は別紙－8）により行うものとする。

2 「社会性等」については、当該工事以外の貢献は対象としないものとする。

3 「法令遵守等」については、当該工事現場に対する法令遵守等を対象とし、他工事現場での違反は対象としないものとする。なお、工事が完成した後に、該当する事実が生じた場合は、成績評定要領第9条の規定による成績評定の修正を行うものとする。

(検査員の成績評定)

第5条 検査員は、「施工状況」及び「出来形及び出来ばえ」について、考査項目別運用表（別紙－3、別紙－6又は別紙－9）により行うものとする。

(成績評定の評価区分)

第6条 成績評定の評価区分は、別表2のとおりとする。

附 則

(施行期日)

1 この採点基準は、平成20年10月1日から施行し、同年4月1日から適用する。

別表 1

考查項目別運用表

請負金額	考查項目別運用表		評定者
130万円を超え500万円未満	小規模型	(別紙－1)	監督員
		(別紙－2)	担当係長等
		(別紙－3)	検査員
500万円以上5,000万円未満	簡便型	(別紙－4)	監督員
		(別紙－5)	担当係長等
		(別紙－6)	検査員
5,000万円以上	標準型	(別紙－7)	監督員
		(別紙－8)	担当係長等
		(別紙－9)	検査員

別表 2

成績評定の評価区分

ランク	評定点の標準値	総合評価の標準	
A	80点以上	他の模範となる優秀な工事	
B	75点以上80点未満	Aランクではないが、標準的な工事の中で優秀なもの	標準的 工事
C	65点以上75点未満	標準的な工事	
D	60点以上65点未満	Eランクではないが、今後改善すべき事項がある工事	
E	60点未満	改善すべき事項が多く、今後指名等に影響を及ぼすおそれのある工事	